

東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会設置要綱

令和5年4月1日付4福保障精第1857号

改正 令和5年7月1日

5福保障精第549号

(目的)

第1条 東京都におけるギャンブル等依存症対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画として策定する東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の進行管理、関係団体等における取組状況の共有、意見交換等を行うことを目的として、東京都ギャンブル等依存症対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 推進委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 関係団体等における取組状況の共有、意見交換に関すること。
- (3) 東京都ギャンブル等依存症対策を推進するための施策の検討に関すること。
- (4) その他東京都ギャンブル等依存症対策の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進委員会は、次のうちから、東京都福祉局長（以下「福祉局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 民間団体等関係者
- (3) 法律関係者
- (4) 事業者団体等関係者
- (5) 行政関係者

2 次の役職にある者については、委員として指定するものとする。

- (1) 学校法人昭和大学附属烏山病院長
- (2) 東京都遊技業協同組合副理事長
- (3) 日本司法支援センター東京地方事務所副所長
- (4) 東京司法書士会企画部理事
- (5) 社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員の再任を妨げない。

2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 推進委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を代表し会務を総理する。

(副委員長)

第6条 推進委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 推進委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて推進委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
3 推進委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、福祉障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱の廃止)

第2条 東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱(令和2年7月9日付2福保障精第457号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。